

第七條 党役員の任期は一ヶ年とする

但し再選は妨げず

第六章 地方支部

第一節 郡縣並に特別都市支部聯合會

第廿一條 各府縣又は特別都市に於て二個以上ハ支部ある場合ハ支部聯合會を組織するものとす
第廿二條 支部聯合會には左の機關を設くるものとす

一大會

二、執行委員會

第廿三條 支部聯合會の大會代議員は支部より選出する
其の選出比率は別表の定めた所に依る
第廿四條 支部聯合會の規約は中央執行委員會の承認を得る事を要す

第二節 支部

第廿五條 支部は中央執行委員會の承認を経て地理的區劃により黨員五十名以上を以て組織するものとす

第廿六條

但し、必要な玉壘合は中央執行委員會の承認を経て地理的區部には左の機關を置くものとす

一、統一會

二、幹部會

第七章 党費及會計

第廿七條

党費は黨員一名に併全額金六拾鎰とする
第廿八條 党員納入の党費は一切ニ水を返還せず

第廿九條

党費は未詣及地方支部に配分す

第卅條

党費の予算は中央執行委員會に於て原案を作成し大會の協賛を経るを要す

第卅一條

党費の決算は大會の承認を経るを要す

第卅二條

党機関紙の會計は独立會計とす

第卅三条

党は會計監査若干名を置き會計の監査に任す
會計監査は大會於て之を置任す

第廿四條

党會計年度は毎年始月一日より翌年九月三拾日迄とする

第八章 四則則